

京都市告示第480号

平成17年4月1日から、平成4年12月22日付け京都市告示第209号の一部を次のように改めます。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

名称	項目	旧	新
北区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
上京区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
左京区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
中京区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
東山区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
山科区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
下京区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
南区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
右京区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）

西京区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
洛西支所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
伏見区役所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
深草支所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）
醍醐支所税務事務専用京都市区長印	用途	区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）

(理財局税務部主税課)